写

7環活第652号
令和8年3月10日

愛知県知事殿

愛知県知事

（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業計画段階環境配慮書についての知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長（碧南市長）の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当　環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電話　052-954-6211（ダイヤルイン）

別添１

（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業計画段階環境配慮書についての知事意見

事業予定者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

１　全般的事項

（１）配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。

（２）事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

２　大気質、騒音、振動

資材、廃棄物等の運搬に用いる車両の主要な走行ルートである市道港南１号線（産業道路）には住宅地等が近接しており、これらの車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動により生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

３　水質

事業の実施により流況及び水質への影響が懸念されることから、水環境に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

４　動物、植物、生態系

事業実施想定区域の周辺の矢作川河口域は、シギ・チドリ類などの渡りの中継地であるとともに多種多様な生物が生息・生育していることから、事業の実施により動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

５　その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

別添２

写

７碧環第３１６号
令和８年１月１６日

愛知県知事　　様

碧南市長　小池　友妃子

（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業計画段階環境配慮書について（回答）

令和７年１２月１１日付け７環活第４８６号にて通知のありました標記の件につきまして、本市といたしまして下記のとおり意見を提出いたします。

記

１　全般的事項について

事業計画の具体化にあたっては、周囲の環境保全に留意し、環境負荷低減に努めるとともに、市民又は関係機関に十分な理解を得るように努めていただきたい。

２　個別事項について（騒音及び振動に関すること）

廃棄物の主要搬入ルートである港本町交差点から市道港南１号線（産業道路）の東側地域は、住居地域が隣接することから周辺の環境保全に配慮し、円滑な交通対策に配慮した事業計画の検討をしていただきたい。

【担当】
〒447-8601　碧南市松本町２８番地
碧南市経済環境部環境課環境保全係　担当　澤田
電話　０５６６－９５－９９００（直通）
E-mail　kankyoka@city.hekinan.lg.jp